

○広域大和齋場組合議会会議規則

昭和54年8月7日

議会規則第1号

第1章 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、宿所又は連絡所を定め、議長に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(議席)

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後、新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第10条 日曜日及び休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

- 2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

- 2 会議中定足数を欠くにいたるおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
- 3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に文書又は口頭をもつて行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付けて、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により議案を提出するに当つては、議員の定数の8分の1以上の賛成がなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議の成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、1人以上の賛成者をもつて議題とする。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先だつて表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、異議があるときは、会議に諮り討論を用いないで決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

- 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければ

ばならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いずに会議に諮つて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くにいたらなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議にはかつて延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票及び投票用紙)

第28条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票する。

2 前項の投票には、議長が定めた投票用紙を用いなければならない。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第29条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣言する。その宣言があつた後は、投票することができない。

(開票及び立会人)

第31条 議長は、開票を宣言した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議に諮つて指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とする。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮つて決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させることができる。

(議案等の説明)

第37条 提案者は、議案朗読後、直ちにその理由を説明しなければならない。ただし、議長は、会議に諮りこれを省略することができる。

(質疑の対象者)

第38条 議員は、議案及び動議の提出者、説明のための出席者並びに修正案の提出者に対し、質疑することができる。

(討論及び表決)

第39条 議長は、質疑が終わつたときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第40条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(議事の継続)

第41条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつ

たときは、前の議事を継続する。

第6章 発言

(発言の方法及び順序)

第42条 発言は、すべて議長の許可を得た後、発言しなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が定める。
- 3 発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を得なければならない。
- 4 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認めた者を指名する。

(討論の方法)

第43条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第44条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復すことができない。

(発言内容の制限)

第45条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。
- 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第46条 質疑は、同一議員につき、同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第47条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

- 2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第48条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

- 2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第49条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の

発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第50条 質疑又は討論が終わつたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第51条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第52条 議員は、組合の一般事務につき議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第53条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の質問が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第54条 質問については、第46条(質疑の回数)及び第50条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第55条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第56条 組合管理者その他関係機関等が質疑及び質問に対し直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

第7章 表決

(表決問題の宣告)

第57条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第58条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第59条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第60条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とするものを起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 前項の宣告に対し、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第61条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第62条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第63条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第64条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票及び投票用紙)、第31条(開票及び立会人)、第32条(選挙結果の報告)及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第65条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第66条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第67条 同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第8章 請願

(請願書の記載事項等)

第68条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穩にされなければならない。

（請願文書表の作成及び配布）

第69条 議長は、請願を受理したときは、請願文書表を作成し、これを議員に配布し、議会に諮らなければならない。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。

（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等）

第70条 議長は、議会の採択した請願で組管理者その他関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

（陳情書の処理）

第71条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第9章 秘密会

（指定者以外の退場）

第72条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第73条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他にもらしてはならない。

第10章 辞職

（議長及び副議長の辞職）

第74条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表については、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮つてその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

（議員の辞職）

第75条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

第11章 規律

(品位の尊重)

第76条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第77条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かきの類を着用し、又は携帯してはならない。

ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りではない。

(議事妨害の禁止)

第78条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第79条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第80条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第81条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書類等の閲読をしてはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第82条 議場において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第83条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って定める。

第12章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第84条 懲罰の動議は、文書をもつて所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。

(戒告又は陳謝の方法)

第85条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。

(出席停止の期間)

第86条 出席停止は、5日を超えることができない。

2 停止期間内に出席したときは、議長は、退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第87条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第13章 会議録

(会議録の記載事項)

第88条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) 記名投票における賛否の氏名
- (14) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、速記法又は要記筆記の方法により筆記する。

(会議録に掲載しない事項)

第89条 前条の会議録には、議長が取消しを命じた発言及び第55条（発言の取消し又は訂正）の規定により取消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第90条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第91条 会議録の保存年限は、永年とする。

第14章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第92条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。